

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第27条の26の第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	<u>弁護士 森下 国彦</u>
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
【報告義務発生日】	平成19年8月31日
【提出日】	平成19年9月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	<u>1名</u>
【提出形態】	<u>その他</u>
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヤマダ電機
証券コード	9831
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者)/1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 80206 コロラド州 デンバー デトロイト・ストリート 151
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2002年2月27日
代表者氏名	ゲイリー・D・ブラック
代表者役職	CEO（最高経営責任者）
事業内容	米国におけるミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定、退職勘定および慈善勘定について投資顧問および副投資顧問サービスを提供

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 三雲 崇正
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは投資顧問会社であり、1940年投資会社法第8条に基づき登録されている投資会社及び個人及び機関投資家に対する投資助言サービスを提供している。すべての株式は事業の通常過程において取得されたものであり、発行会社の支配権を変更またはこれに影響を与えることを目的として取得したのではない。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,803,930
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 3,803,930
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 3,803,930		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年7月31日現在)	T 96,205,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	3.95%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.12%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
